

令和8年度与謝野町国民健康保険
特定健康診査データ分析及び受診勧奨
事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年3月19日

京都府与謝野町保健課

目 次

1. 事業の趣旨・目的.....	1
2. 業務概要	1
3. 参加資格	1
4. 公募から契約履行までの日程.....	2
5. 募集における応募、審査等の手順.....	2
6. 留意事項	5

【別表】

令和8年度与謝野町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業業務委託	
評価表.....	6

令和8年度与謝野町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業
業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

本事業は、特定健康診査において国の目標値である受診率60%を目指し、また与謝野町第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画を推進するために特定健診受診率のさらなる向上を目的とし、令和8年度与謝野町特定健診における国民健康保険 特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要事項を定めるものである。

なお、該当業務は、与謝野町の令和8年度当初予算が議決されない場合は、実施しないこととし、プロポーザル募集に係る手続きはなかったものとする。その場合において当該応募に係る経費については、提案者負担とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名 令和8年度特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業業務委託
- (2) 委託限度額 3,982千円（消費税及び地方消費税を含む）
※提案上限額は上記の範囲内とし、この上限額を超えた提案は受理しない。
ただし、この金額は契約時の予定価格示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものであるので留意すること。
- (3) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり。
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。
- (4) 当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日において、与謝野町の指定競争入札における停止措置を受けていないこと。
- (5) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 機械学習の機能がある人工知能を用いたデータ分析に関して、特許を取得していること。
- (8) 人口規模が与謝野町（特定健康診査対象者数3,000名から5,000名）の規模以上の自治体で、直近の令和4年度から令和5年度において本業務と同様の業務を受託した実績が50件以上あること。
- (9) 本業務と同様の業務において、複数年での業務支援を受託した実績があること。
- (10) 本業務と同様の業務において、複数年での支援実績を有し、かつ受診率向上実績があること。
- (11) 勧奨における介入研究で論文を公表している研究者（公衆衛生修士・博士）が自社に在籍していること。
- (12) データの提供にあたりLGWANによるデータ提供を行う環境を有していること。
- (13) クラウドサービスを活用する場合には、ISO/IEC27017に基づく認証を有していること。

4. 公募から契約履行までの日程

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| (1) 募集開始・仕様書等の配布（公開） | 令和8年 3月19日（木） |
| (2) 質疑受付 | 令和8年 3月25日（水） 正午必着 |
| (3) 質疑回答（予定） | 令和8年 3月26日（木） |
| (4) 参加申込受付期間 | 令和8年 3月30日（月） 正午必着 |
| (5) 企画提案書提出締切日 | 令和8年 3月30日（月） 正午必着 |
| (6) プレゼンテーション実施（予定） | 令和8年 4月初旬 |
| (7) 結果通知及び契約締結 | プレゼンテーション・ヒアリング後、
速やかに通知および公表 |

5. 募集における応募、審査等の手順

(1) 担当部署及び問い合わせ先

与謝野町役場 保健課 保健係 住民健診未受診者対策担当
〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地
電話：0772-43-9022 FAX：0772-42-0528
E-mail：hoken@town.yosano.lg.jp

(2) 仕様書等の入手

- ア 配布期間：令和8年3月19日（金）～令和8年3月30日（月）
イ 仕様書等関係書類及び様式は、与謝野町のホームページにて、入手すること。
(https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry_1161/index.html)
※担当部署での配布は行いません。

(3) 募集要項・仕様書に対する質疑応答の実施

本業務に応募しようとする応募者は、本募集要項、仕様書に記載している内容に対する質問を行うことができる。質問書様式は必要に応じて項目を追加できる。

ア 質疑の受付

受付期間：令和8年3月25日（水） 正午必着

提出方法：質問書（様式1）に記入の上、「（1）問い合わせ先」のE-mailにより提出すること。

メールタイトルを「令和8年度与謝野町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨事業業務委託に関する質問書（会社名）」とし「（1）問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと。

イ 質疑の回答

回答日：令和8年3月26日（木）（予定）

回答方法：与謝野町のホームページに掲載する。個別には回答しない。

(https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry_1161/index.html)

(4) 参加申込書及び企画提案書の提出

参加希望者は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- プロポーザル参加申込書（様式2）
- 団体概要書（様式3）
- 受託実績一覧（様式3-2）

類似の受診勧奨業務について京都府内実績が1自治体以上あることを示してください。契約書の頭紙の写しを記載案件分クリアファイルに入れ提出すること。提出書類を確認の上、不備がある場合には当該プロポーザル参加を認めないものとする。

- d 納税証明書（発行官公署の様式）
法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）
個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）
- e 誓約書（様式4）
- f 企画提案書
仕様書にしたがって、明瞭に作成することとし、仕様書に記載することの他に有益であると
考えられる追加提案がある場合は、わかりやすく記載すること。5（5）の提案項目を網羅
すること。
提出様式は自由とするが、A4判横カラー刷りとすること。（A3折り込み不可）
- g 業務実施体制調書（様式5）
- h 協力企業等報告書（様式6）
協力事業所はある場合提出すること。
- i 見積書
業務委託見積書及び内訳書は、円単位で作成すること。

イ 提出方法等

提出期限：令和8年3月30日（月）まで

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

郵送の場合、提出期限までに必着のこと。

提出場所：「（1）問い合わせ先」

(5) 参加辞退

参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届（様式7）を上記（1）まで持参
又は郵送にて提出すること。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書等の作成については本実施要領、及び与謝野町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受
診勧奨事業業務委託仕様書に基づいて作成すること。企画提案項目は以下の通り。

ア 対象者の選定及びグループ分け

特定健診の受診率を向上させるため、対象受診者の効果的な分類方法を提案すること。また、その
理由を示すこと。

イ 属性に応じた通知の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。

ウ 受診率向上のための工夫

上記イに関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示す
こと。

エ 受診結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

オ スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。

カ 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止
対策を示すこと。

キ 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。

ク 実績

類似の受診勧奨業務における実績を示すこと。

(7) 審査

ア 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び提案金額について、令和8年4月初旬にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

また、場合によりWEBでのプレゼンテーション可とする。

ウ 評価方法

企画提案書、提案金額、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

エ 候補者の選定方法

a 失格者を除いた者の内、ウの総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

b 最高点の者が複数の場合は、提案金額の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

c a, bに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

オ その他次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

a 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

b 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

c 提案金額の金額が委託上限額を超える場合

d 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

e 評価に係る選定会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

f その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

g 町の示す仕様を満たさない提案を行った場合

(8) 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において与謝野町ホームページ「公募型プロポーザル」

(https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry_1161/index.html)において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

ア 候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の名称及び総合点

※ア以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。なお、審査結果について異議申し立て並びにお問い合わせには、一切応じることはできない。他業者の審査内容については、一切公表しない。

(9) 契約

ア 契約交渉の相手方に選定された者と町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

イ 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、与謝野町財務規則128条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

ウ 契約代金の支払いについては、精算払いとする（支払日は年度末となります）。

エ 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

6. 留意事項

- (1) 応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 令和8年度当初予算が議決されない場合は、本業務プロポーザル募集に係る手続はなかったものとする。その場合においても当該応募に係る経費については、提案者の負担とする。
- (7) 無効となるプロポーザル
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ・著しく信義に反する行為を起こした場合
 - ・会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
 - ・公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
 - ・その他、要領に違反した場合
- (8) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (9) プロポーザルに関する一連の資料は、与謝野町情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。公開請求があった際に条例規定に基づき公開することを前提とするので、企業秘密のため非公開を希望する部分については、注釈等でその部分を特定したうえ明記すること。
- (10) 提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。
- (11) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (12) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

【別表】

評価表

評価点を100点満点とし、評価項目別に下記のように配点する。

評価項目	評価内容		評価点				
			優	良	普通	不良	不可
全体評価	事業への理解・知識	事業内容及び目的に対する理解・知識が十分にあるか。	5点	4点	3点	2点	1点
	提案内容の的確性	提案コンセプトが本町の特性を踏まえたものとなっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5点	4点	3点	2点	1点
	提案内容の実現性	事業計画が明確に説明されていて、実現可能なスケジュールになっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
	小計		20点				
企画評価	対象者の選定	人工知能を用いたデータ分析で、健診対象者毎の健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、対象者を特定しているか。	15点	12点	9点	6点	3点
	対象者の分類	対象者を5グループ以上に分け、グループに適した受診勧奨メッセージをグループ毎に作成しているか。	10点	8点	6点	4点	2点
	通知物の訴求力	通知物は、ソーシャルマーケティング手法を活用し、対象者の特性に合わせた個別具体的なデザインになっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
	効果分析力	実施後の課題や改善策の提示ができる提案となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
	独創性	勸奨通知物には、工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。	5点	4点	3点	2点	1点
		民間企業の強みを生かした、受診率向上に資する付帯的な協力を提供できるか。	5点	4点	3点	2点	1点
	小計		55点				
実施体制評価	人員	提案内容を継続的に的確・迅速に遂行できるための人員が確保されているか。	5点	4点	3点	2点	1点
	事業責任者	責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
	情報の取り扱い	個人情報保護の体制が整っているか。	5点	4点	3点	2点	1点
	小計		15点				
客観的評価	実績	市町村国保における類似業務についての十分な実績があるか。	5点	4点	3点	2点	1点
	費用	費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
	小計		10点				
総合点		100点					